

香川の 土地改良

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町2丁目4-27-301

TEL (087)822-0303

FAX (087)851-1787

E-mail: ktr-ho01@athena.ocn.ne.jp

第30回全国土地改良大会開催

“かなでよう水土里の三重奏 のこそう心のふるさと”

第30回全国土地改良大会・三重大会は去る10月24日午後1時から三重県伊勢市の県営サンアリーナで「かなでよう水土里の三重奏 のこそう心のふるさと」の大会テーマのもと全国から約3500名の土地改良関係者が参加して盛大に開催された。

主催は全国土地改良事業団体連合会、三重県土地改良事業団体連合会、後援は農林水産省、三重県、伊勢市。

本大会は、農業農村の重要性とそれを支える農業農村整備の役割などを広く国民にアピールするとともに、新たな農政の展開について、関係者一同が共通認識を持ち決意の高揚を図り、併せて、三重県の農業農村のすばらしさと文化・資源を通して三重県を全国にPRすることを目的にしたものである。

大会式典に先立つオープニングは「芭蕉翁ふる里語り」から始まり伊勢の国に伝わる四日市諏訪太鼓による雨乞いの「鈴鹿雷神」の力あふれる勇壮な演奏など国柄を象徴する芸能が披露された。

式典では最初に開催県代表として水土里ネットみえの服部忠行会長より歓迎のことばに続いて三重県の豊かな自然・風土に養われた歴史、文化の紹介、特に農業土木分野の先駆者である「上野英三郎」さらに、一昨年文化勲章を受章された京都大学元総長「沢田敏男」氏のふる里でもある。日本の土地改良の基礎となる農業土木学の先駆者を輩出したこの地、三重で大会を開催できることを誇りに思うこと等について述べる挨拶をされた。

続いて、主催者を代表して全国水土里ネット野中



広務会長から我が国農業の発展を支えてきたのが土地改良であり、こうした先人たちの苦勞を想いこれからもその基礎を支えていくとの自信と気概を持つことが重要ようである。そのために大切なことはそれぞれの地域において地域農業発展のために何が最善の道かを考え、その土台となる水や土のネットワークを我々水土里ネットが中心となって守っていくこと、また、この基礎となる人と人とのネットワークを再構築し、各地域で関係者が一丸となって農業・農村の振興に取り組むして行くことが必要と強調。水土里ネットは21世紀創造運動などを通じて農村地域の地域資源の保全や農業を核とした地域づくりに積極的に携わってきた。今後も農村の「水」、「土」、「里」の三重奏を美しく奏でる演奏者になることを心から期待すると挨拶された。

続いて、野呂昭彦三重県知事、森下隆生伊勢市長からそれぞれ歓迎の挨拶があった後、来賓とし

て農林水産大臣代理として山下一仁農村振興局次長が現在の農山漁村の現状を踏まえ、この課題を乗り越えるため意欲と能力ある担い手の育成を通じて農業の体質強化、都市と農山漁村の



下津昭三氏

交流促進による活性化など産業政策と地域振興を車の両輪として一体的に推進して行くことが重要との祝辞を代読された。

一方、土地改良功労者表彰では、農林水産大臣表彰6名、農林水産省農村振興局長表彰16名、全国土地改良事業団体連合会長表彰46名が晴れの榮譽に浴され、本県からは全土連会長表彰に坂出市王越土地改良区理事長下津昭三氏が受賞の榮に浴されました。

その後、21世紀土地改良区創造運動大賞表彰では全国の模範となる21世紀土地改良区創造運動を展開している愛媛県の水土里ネット道後平野外8地区の概要が紹介された後、野中会長より受賞地区代表者に表彰状と副賞が授与された。

なお、今年度から本運動の更なる裾野を拡大するため、21創造運動に取組をして2年以内でキラリと光る活動をした将来性のある水土里ネットを表彰する「21世紀土地改良区創造運動さなえ賞」の創設が紹介され、今年は全国で25地区が決定され12月に開催される21創造運動全国セミナーで表彰式が行われることになった。

また、基調報告では山下農村振興局次長から、農政・農業の現状報告として世界の穀物価格の高騰、その背景には世界人口の増加と世界的なバイオエタノール生産増大の要因説明。次に、日本の食料・農業・農村の状況として米の消費量の減少により食料自給率は低下しているが世界に目を向けると中国への輸出解禁、バイオマス利活用の検討

により日本農業の道は開ける。現在は農地が十分に利用されていないがコストを下げ農業所得を増やすにはほ場整備等を通じた規模拡大が必要。そのためには農地や水資源の維持管理が重要。本年度から「農地・水・環境保全向上対策」に取組み、全国で1万7千組織、116万ヘクタールの取組がされている。また、中山間直接支払制度、水利施設のストックマネジメント、地球温暖化への取組み、農山漁村活性化等の施策への反映について紹介。

今後の地域活性化の中心はこれまでのハードの整備から人づくりが大きな課題となると考え方を述べられた。

引き続き、大会宣言は三重大学生物資源学科4年次生の伊藤崇将さんと浅野美音さんの二人により土地改良は農業の持続的な発展を支えるとともに、生活用水の提供など人々の日々の暮らしから稲作文化の発展や里地里山の自然・景観の形成など多面的な役割を担ってきた。

今、我々水土里ネットに求められていることは、これまで土地改良が果たしてきた役割を改めて見つめ直すとともに、今後の農業農村のあり方を見据え、先人達が守り育んできた水、土、里を後生に伝えるべく真剣に努力していくことでないかと力強く宣言された。

続いて、次期開催県の秋田県が紹介され後、大会旗の引継に移り場内盛大な拍手の中、服部三重県土連会長から野中全土連会長に大会旗が手渡されさらに高畑秋田県土連会長へとしっかり手渡されると再び会場から一段と大きな拍手がわき起こった。

万歳三唱は、今大会の成功と次期大会の成功祈念を込め吹田幌全土連副会長の音頭で声高らかに唱和。

最後に下村猛三重県土連副会長より参集者へのお礼と共に農地・水・農村環境を引き継ぐリーダーとして活躍されることを期待すると述べられ第30回全国土地改良大会三重大会は盛会裡に幕を閉じた。

小規模ため池保全管理検討委員会開催

去る10月31日、小規模ため池保全管理検討委員会（委員長・三野徹京都大学大学院名誉教授）が高松市中野町のルポール讃岐で開催された。

開会に当たり山田哲也香川県農政水産部長はこれまでの3回に渡る委員会において議論を行ってきた管理者不在のため池の管理、個人ため池の保全管理、ため池貯水量の維持の重要な課



題の経緯を踏まえ、更に、今回小規模ため池の保全管理の実態につて都市的地域、平地地域、中山間地域について調査、非農家を含む地域住民へのアンケートの調査結果を参考にして新たな保全管理の仕組みづくりの検討を行っていただき、保全管理のあり方を纏めて行きたいと挨拶された。

議論の中で管理者不在の1,000トン未満の小規模ため池については防災上危険なため池に限定して、水資源の確保に配慮しつつ新たな管理者が予定されているなど「一定の要件」を満たす場合には、貯水機能の廃止も認めることとするが、ため池が地域に果たして来た役割を踏まえ、防火用水など地域における新たな機能の発揮に努めるべきであることを基本的な考えとし、具体的個別ため池

の保全・廃止の取り扱いについては行政区域ごとに自治会や水利組合等で構成する組織を設置し、農家・非農家を含めた地域住民の意向を反映させる仕組みづくりが必要との検討がされた。

更に、この組織の実行を確保するには市町のソフト面の支援と共に小規模ため池の貯水機能廃止に伴うハード面の費用については県や市町の支援が必要でないかとの意見が出された。

また、個人ため池の工事について補助する場合には、一定の要件のもとに所有権の移転を行うこと等を条件にする必要があるとの意見が出された。

これ等の意見を取り纏め委員会の最終報告とすることを確認して閉会した。

小豆島町土地改良区合併予備契約調印式 (小豆郡池田町土地改良区・小豆郡内海町土地改良区)

去る10月10日、小豆郡小豆島町池田のイメージセンターにおいて小豆郡池田町土地改良区と小豆郡内海町土地改良区の合併予備契約の調印が行われた。

調印式には小豆郡池田町土地改良区の坂口理事長、小豆郡内海町土地改良区の大橋理事長及び両土地改良区の役員、黒川県農政水産部土地改良課長、三谷県小豆総合事務所長、坂下小豆島町長、

岡本小豆島町農林水産課長、川東県土連参事外関係者多数が出席して開催された。

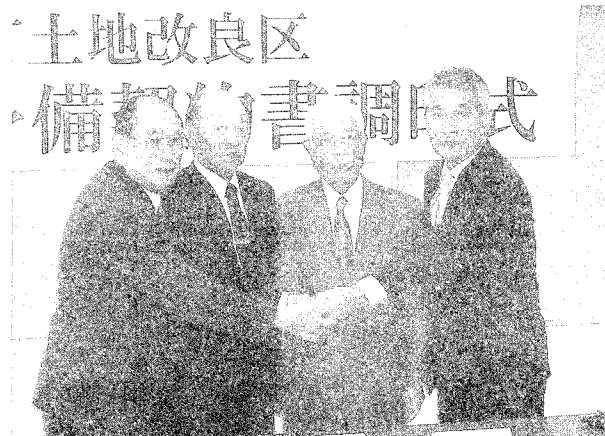
調印式に先立ち黒川県土地改良課長から土地改良区は地域農業・農村の振興を図る上で重要な組織であり、とりわけ、農地や農業用施設の整備、維持管理の中心的な団体として大きな役割を果たしていることから、県としては施設管理を含む土地改良事業の正確かつ円滑な実施を図るため土地



改良区の体質強化、必要な基盤整備の推進を図っている。小豆島町では町の合併を契機として小豆町土地改良区統合整備推進協議会を設立、小豆郡池田町、内海町の両土地改良区がそれぞれの土地改良区のこれまで果たしてきた役割、維持管理の取組みなどを尊重しながら関係者が議論を尽くされ、今日、合併予備契約書の調印が行われることになったことは大変意義深いものがあり心から敬意を表すると挨拶された。

続いて、坂下小豆島町長からは一昨年の町合併に伴いできるだけ早く旧池田町と旧内海町の行政区域全体を範囲とする小豆郡池田町、小豆郡内海町の両土地改良については新しい小豆島町全域を包含する土地改良区の設立を期待していたこと、この合併を機に土地改良区の組織強化、適正な運営管理により農業振興に寄与してくれることを期待すると挨拶された。

また、坂口小豆島町土地改良区合併推進協議会長は平成18年3月内海町と池田町の合併を機に小豆郡池田町、小豆郡内海町の両土地改良区は農業従事者の高齢化、担い手不足等農業情勢が厳し



くなる中、新しい役割に対応するため組織強化、事務費の軽減、組合員の営農の安定化のため合併協議を進めて来たが、県、県土連、町の指導、両土地改良区関係者の協力の下、合併予備調印式を迎えることができた。今後も土地改良区を取巻く情勢は厳しいものがあるが、この合併により組織強化を図り地域農業の活性化のため組合員と行政が連携して土地改良区の運営、土地改良事業に取り組むとする所存であることからご協力をお願いすると挨拶された。続いて、県小豆総合事務所の三谷所長を議長に選出し、合併予備契約書案の審議、合併スケジュールについての説明が行われ池田町・内海町の両土地改良区は平成20年3月上旬に第1回臨時総代会の開催を目指すことになった。

この後、坂口、大橋両土地改良区理事長、立会人として三谷県小豆総合事務所長、坂下小豆島町長が合併予備契約書に署名押印した後、坂口、大橋両理事長を中心に三谷所長、坂下町長が合併による組織強化と今後の更なる発展を祈念して握手を交わした。最後に関係者全員による記念写真の撮影が行われ調印式を終了した。



「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展2007

本県から今村颯太君が入賞・ほか5名が入選

環境大臣賞

全国水土里ネット、都道府県水土里ネットが主催した「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展2007に全国から12,548点の応募があり、審査の結果入賞作品21点、入選作品111点、団体賞70点が決まり、去る10月27日、汐留シオサイト内のヴィラフォンテーにて入賞作品の表彰式が行われた。

本県からは、私立寺井幼稚園の今村颯太くん(4才)の描いた「あっ!かえるさん あぶない!!」が環境大臣賞を受賞。今村くんの作品は、「田んぼから飛び出したカエルが車にひかれそうになった瞬間を描き、大胆な構図で自動車とカエルが見る側の胸に迫ってくるものがある。また、小さな命へのやさしい気持ちも込められた良い絵である。」と審査員から高く評価された。



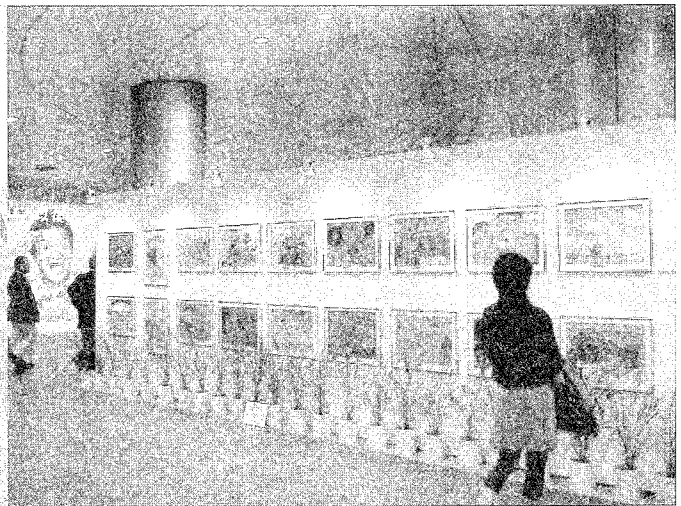
「あっ!かえるくん あぶない!!」
私立寺井幼稚園 今村颯太 4才

表彰式の会場で今村颯太くんは、「カエルの手や足を描くのが難しかった」と話していた。

入賞・入選の作品は、11月2日まで汐留シオサイト地下通路で展示され、大勢の人々に鑑賞された。

なお、本県から高松市立仏生山小学校1年今村美月さんの「イモムシザウル

ス!みつけた」、香川大学教育学部附属高松小学校1年真鍋 陸君の「へび」、同校2年真鍋花梨さんの「かかし」、同校3年萱原乃愛さんの「農作業の風景(ねぎぼうずの刈入れと乾燥)」、同校6年宮脇理功君の「田んぼのお宝掘り起こせ!」がそれぞれ入選を果たした。



さぬき“水の歴史考”

ほうどうじ

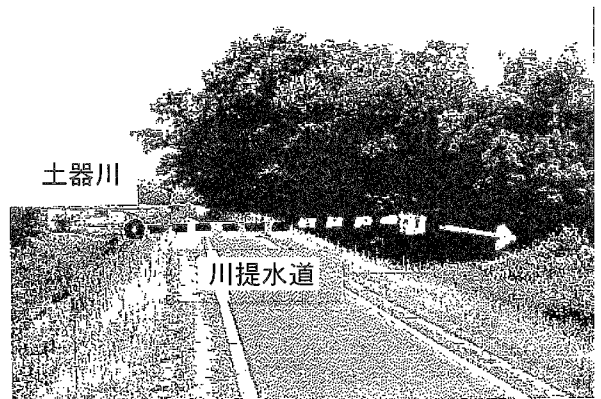
(51) 宝幢寺池への導水争論

平井忠志
(「四国作家」同人)

はじめに

丸亀平野の中央部にある郡家村（丸亀市郡家町）の宝幢寺池は、土器川剣来ヶ端（つるぎがぼな）から導水して取り貯めている。だが取水には厳しい水利慣行があり、その是非を巡って対岸の村々と争いが絶えなかった。

これを憂えた高松藩は、「土器川流水の有効利用」の観点から、知恵をしぼって仲裁や裁定を繰り返してきた。事件の記録『鵜足（うた）郡西小川村剣来ヶ端入割（いりわり）旧記書抜控写』（以下、「剣来ヶ端入割控」と呼ぶ）（丸亀市・進藤昌忠氏蔵）から、その全容に迫ってみたい。



剣来ヶ端の川堤水道

対岸八か村が実力行使

事件が起きたのは江戸時代の中期、宝暦十一年（1761）である。五月七日、郡家村の百姓数百人が土器川に集まり、川中へ砂利を盛り上げて、長さ二百五十間ばかりの横井を築いた。こうして流水を剣来が端の川堤水道（土器川流水の取り入れ口）に取り込み、宝幢寺池に導水を始めた。

むろん下流への流れは断ち切られた。これに気付いた対岸の八か村（土器・東分・西分・東二村・西坂元・真時・下法軍寺・東小川村）の百姓たちが怒って、同月十六日に実力行使で井関を切り崩した。

「その後、郡家村より又また築き立て候へども、鵜足郡村々より切り捨て申す儀、数度これあり…」（「剣来ヶ端入割控」）ついに争いは、高松藩の奉行所に持ち出された。

土器川から宝幢寺池へ

宝幢寺池は江戸時代の始め頃、古代寺院の跡に築かれたもので、上池、下池、仁池の三池を合わせて宝幢寺池と呼んでいる。池の中からは、寺院の塔の礎石が発見されている。

一方、土器川は中流部の川幅が400メートル近くもあり、洪水の時は川幅一杯に濁流が渦巻く。だが、それが治まると思わぬ場所に土石が堆積し、気ままに流心が移る。そんな土器川から取水する宝幢寺池にとって、取り入れ口の「川堤水道」まで、どうやって導水するかが頭の痛い問題であった。

干ばつ密集年代

この争論が続いた宝暦・明和・安永・天明・寛政という時代は、すさまじい程の干ばつ密集年代であった。『香川県大百科事典』の「讃岐干ばつ史」によると、宝暦元年から寛政七年までの45年間のうち、実に24回も発生している。

その間を縫うように洪水や病虫害も発生している。こうした中で、土器川をはさんで水喧嘩が続くと、奉行所も手の施しようが無かったに違いない。

双方とも証拠なし

奉行所は先ず双方から言い分を聞いた。鵜足郡の村々は、「郡家村が川中へ横井を築いて、夏水を取る慣行は無い」と主張し、郡家村は「昔から横井を立てて取水する慣行である」と言い張った。

奉行所は裁定の冒頭で、「この儀、双方とも何の証拠もこれ無く候」と、バッサリと双方の水掛け論を切り捨

てている。そして宝暦十三年（1773）次のような裁定を下している。

- ① 「川堤水道」があり、しかも大川の流れてあるから、たとえ夏水でも郡家村に取るなどは言えない。
- ② 従って、土器川の河口まで流れるほどの大水の時は、横井を立てて取水してもよい。
- ③ 川の流れて少ない時は、鶴足郡の村々の出水に影響するから、横井を立ててはならない。
- ④ ただし、横井を立てるほどの大水が出た場合、その旨を書面でもって鶴足郡大政所まで届け出ること。

急ぐ間に合わぬ手続き

宝暦十三年の裁定に、郡家村は安堵の胸をなで下ろした。だがそれはヌカ喜びに過ぎなかった。

土器川に俄か水が出ると、郡家村は土器川河口まで一里半（6キロ）の道を走って、流れを見極めねばならない。しかもその足で、鶴足郡の大政所（東小川村）まで、二里の道を走って書面を届ける。

ところが大政所は、改めて土器村の政所まで使いを走らせて流れを確認させる。それからやっと許可の書面を出す。どんなに急いでも、これは半日仕事である。

夕立で俄か水が出た時など、二、三時間が勝負だ。手続きをしている間に、海に流れ去ってしまう。郡家村は再三、藩に苦情を申し立てたが抜本解決にはいたらなかった。

水に流された争論

その後も、双方若干の手違いをめぐって争論はあったが、宝暦十三年の「御裁定」は守られてきた。だが洪水のたびに土器川の流心が変わるのは、郡家村にとって厄介このうえ無かった。

天明二年（1782）郡家村は藩に、川堤水道から上流に向かって二百間ばかり、川中へ水路の新設を願い出た。これに川水を乗せれば、横井立てをしなくてすむ。藩もこれを許可したので、早速新水路が掘られた。

あわてたのは対岸の八か村である。このままだと、川中へ長さ二百間の出水を掘ったのと同様で、伏流水が吸い取られてしまう。八か村の政所は連名で藩に異議を申し立てた。

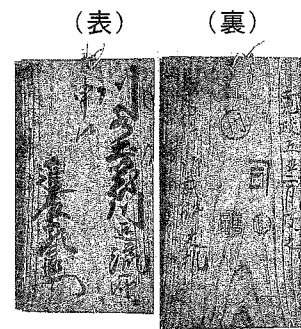
幸か不幸か、争論の最中に大雨が降り洪水で新設水路が埋まり、ウヤムヤになってしまった。

御裁許木札の名案

郡家村と対岸八か村との争論は、藩にとっても厄介な問題であった。このため藩は折に触れて「双方共、がきつがましき儀、これなきよう」論じた文書を出している。

そんな中で寛政五年（1793）に、藩は「御裁許木札」という画期的な取水のルールを打ち出した。この木札の表は、『川水土器川迄水流届き申候』と書き、土器村政所、「進藤宇治右衛門」の署名がある。

木札の裏は、『剣木一件御裁許木札』と書き、「寛政五丑二月改之」とあり、焼き印が押されている。藩は、従来の文書による許認可を、木札受け渡し制度に変えたのである。



御裁許木札

行政が知恵をしぼる

つまり、土器川まで流れる俄か水のときは、郡家村が土器村政所からこの木札を受け取り、これを鶴足郡の大政所に届ける。これを受けて、大政所は郡家村に取水を許可するという仕組みである。

しかも「もし宇治右衛門（土器村庄屋）、留守にて候はば、留守居の者より相渡し申し候」「木札は鶴足郡大政所より、早々土器村へ戻し置き候よう」（「剣来ヶ端入割控」）と、木札の円滑な循環を指示している。郡家村は「御裁許木札」を受けとって走ればよいという、簡明なシステムで、行政が知恵をしぼった様子がうかがえて面白い。

21世紀土地改良区創造運動

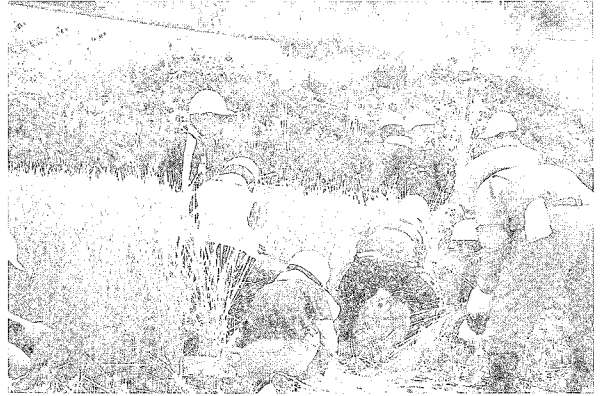
田んぼの学校・稲刈り

水土里ネット屋島仲池

実りの秋をむかえ、水土里ネット屋島仲池（理事長 谷口辰男氏）が指導する高松市立屋島小学校4年生の「田んぼの学校」稲刈りが行われた。

10月4日午前9時、小学校近くの「にこにこ田」に4年生児童117名と父兄らが集合。最初にコンバインによる刈り取りを見学し、続いて、谷口理事長や山田理事、宮地理事から鎌の使い方や稲の刈り方などを教わった後、横一列に並び黄金色に実った稲を丁寧に刈り取った。

殆どの児童が稲刈りは初めて。最初は鎌の使い方もぎこちなかったが、時間が経つにつれ要領よ



く刈り取ることができ、その表情はみな真剣そのもの。刈り取った稲は、コンバインでも脱穀されたが、児童らは足踏み脱穀機に挑戦。5月のモミまきに始まり、苗の管理、田植え、稲刈りとお米ができるまでを体験し、農家の人たちの苦勞を感じ取った。感想を聞くと「楽しかったが米作りはたいへん」と話してくれた。12月には恒例の餅つき大会を行い、出来上がった餅は、友愛訪問として地域のお年寄りの家や、“SOSの家”でお世話になっているお宅を訪問し、感謝の気持ちとして配る予定で、地域住民と子供たちとの交流を深めている。



足踏み脱穀機に挑戦する児童

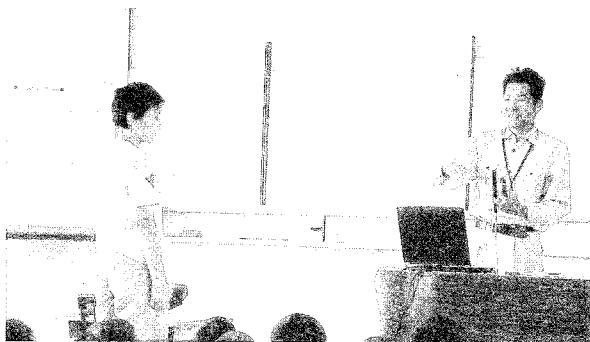


21世紀土地改良区創造運動

「限りある水を大切に」

～水土里ネット香川用水が出前授業～

水土里ネット香川用水では、21世紀土地改良区創造運動の一環として、平成15年度から小学校4年生の児童を対象に出前事業と香川用水の幹線水路の清掃活動を実施。今年はさぬき市立富田小学校、松原小学校、高松市立大野小学校、浅野小学校、三木町立氷上小学校、田中小学校の6校で実施し、水土里ネット香川用水の職員が交代で教壇に立った。



10月16日 高松市立大野小学校4年生

大きな鯉をGET!
(三木町立田中小学校4年生・5年生)たくさんの空缶を拾いました
(三木町立氷上小学校4年生)9月27日 東部幹線揚水機場見学
(さぬき市立富田小学校・松原小学校4年生)

教室では、香川県の水不足解消のため建設された香川用水の概要や水土里ネットの仕事などが説明された。その後、普段はフェンスと有刺鉄線が張られ、近寄ることの出来ない幹線水路に入り、空缶や落ち葉などのゴミを拾い清掃活動を行った。また、水路内のチェックゲートが設置されている場所では、行き場のなくなったウグイや鯉が泳いでおり、児童らは夢中で捕っていた。

参加した児童は、「命の水」として大切な役割を果たす香川用水のことが理解でき、「魚もたくさん捕れて楽しかった」と話してくれた。

水路横にチューリップの植付けを行う児童
(高松市立浅野小学校4年生)

平成20年度農村振興局新規事業の概要

農村災害対策整備事業(新規)

1. 趣旨

- (1) 農村地域には老朽化したため池や急傾斜、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被害が発生するおそれが高い。
また、近年は甚大な自然災害が多発化しており、平成19年も能登半島地震、新潟県中越沖地震等の大規模地震、梅雨前線及び台風による集中豪雨等により、多くの農村が被災し、貴重な人命や財産等が失われる被害が発生している。
- (2) このため、地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定を受けている農村や激甚災害指定を受けた被災農村に対してそれぞれ以下の対策を講じることとする。
- (3) 災害防除地域指定を受けている農村に対しては、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るために、従来の農地防災事業で実施してきた農地・農業用施設の被害防止対策のみならず、農村の防災・減災対策として、農村の農業用施設や農村防災施設等の安全性を点検し、対策の優先度が高い施設の安全対策を行うこととする。
- (4) 一方、甚大な被害を受けた農村に対して、個々の災害復旧対策のみでは従前の農村コミュニティ機能を早期に回復させることは困難でありまた、未被災の施設であっても被害を契機に脆弱化し再度災害を引起す危険がある。このため、被災農村の避難住民が早期に帰村し再定住できるようにするための条件整備として、災害復旧計画に基づき災害復旧対策と再度災害防止対策を一体的かつ計画的に実施することとする。

2. 事業内容

(1) 調査計画事業

①点検の実施

- ・(防災・減災型)農業用施設及び農村防災施設の安全度の点検
- ・(災害復旧型)再定住条件整備、再度災害

防止の観点からの被災地点検

- ②整備対象について地域住民からの意見聴取、整備計画に必要な調査の実施

③計画の策定

- ・(防災・減災型)農村防災整備計画書の作成
- ・(災害復旧型)農村災害復旧整備計画書の作成

(2) 整備事業

①防災・減災型

- 農村地域周辺の危険なため池や、溢水のおそれのある農業用排水施設等の整備
- 農村地域周辺の法面の土砂崩壊防止対策
- 災害に備えるための農村防災施設の整備

②災害復旧型

- 災害復旧・災害関連事業と一体的に行う農業生産基盤の整備
- 再度災害等に備えるための農村防災施設の整備
- 災害復旧・災害関連事業と一体的に整備する必要のある農村生活維持施設の整備

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県、市町村、(整備事業にあつては土地改良区等を含む)
- (2) 採択要件：(防災・減災型)地震防災対策の災害防除に関する地域として指定された地域であつて、総事業費が1億円以上(団体営は3千円以上)

(災害復旧型)激甚災害を受けた地域

(3) 補助率：①調査計画事業：1/2

- ②整備事業：農林水産省・北海道：50(55)% 離島：50(60)%、奄美：52(70)%、沖縄：2/3(80)%

4. 平成20年度概算要求額(平成19年度予算額)

100,000(0)千円

【担当課：農村振興局防災課】

中山間地域総合農地防災事業（拡充） （ため池等保全体制整備事業の創設）

1. 趣 旨

- (1) 中山間地域に存するため池には、地域の多様な生物が生息しており、地域の生物多様性保全の観点から重要な施設であるとともに、地域住民の安らぎの場などとして様々な利活用が期待されている。
- (2) 他方、このようなため池については地域防災の観点からも適正な整備や維持管理が必要となっているが、農家数の減少・高齢化等により農業者によるため池の維持管理は粗放化が進展しており、これらの施設は非農家も巻き込んだ地域ぐるみでの維持管理に転換することが必要となっている。
- (3) このため、ため池の維持管理に地域住民も参画できるように生物多様性保全・景観に配慮した防災構想づくりやため池の動植物の生息実態調査を行うとともに、地域住民の参加によるため池の外来生物駆除等を行い、地域ぐるみによるため池等の保全体制作りによるため池等の保全体制づくりを支援するものである。

2. 事業内容

- (1) 生物多様性保全・景観等に配慮したため池

等の防災対策に資する構想の策定

- (2) ため池の動植物等の生息実態・地域住民の意向把握等の各種調査
- (3) 希少種、景観、環境配慮工法等の情報収集、データの蓄積
- (4) ため池等の利活用促進や生物多様性保全等に資する軽微な施設の整備
- (5) 地域住民参加による外来生物駆除

3. 事業実施主体

- (1) 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等
- (2) 採択要件：中山間地域総合農地防災事業において行う、農業用ため池等の新設又は変更と併せて行う場合に限る。
- (3) 補助率：農林水産課、北海道：55%、離島：60%、沖縄：80%

4. 平成20年度概算要求額（平成19年度予算額）2,010,000（1,978,000）
千円の内数

【担当課：農村振興局整備部防災課】

広域防災ため池等整備モデル事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 近年、台風や集中豪雨等の頻発化が農村地域に甚大な被害をもたらすとともに、地球温暖化の影響による被災リスクの増大が懸念されている。このため、広域的な視点に立ち、農地や農業用施設を洪水等の被害から守る必要性・緊急性が高まっている。
- (2) このような水害を未然に防止するためには、洪水調節は有効な手段の一つであり、これまで洪水調節を目的とした防災ダムの新設、個別ため池ごとに洪水調節機能を賦与・増進するなどの対策を講じてきたところである。
- (3) しかしながら、広域にわたる大規模な洪水に対するには、個々のダムやため池による対

応では限界があり、対象地域に存する複数の既存ため池等を連携させ、有効活用する効率的かつ効果的な農地防災対策が求められている。

- (4) このため、農村地域に点在する複数の既存ため池等に洪水調節機能を賦与・増進するとともに、水利再編をはじめとして相互にため池等を連携させることにより、一層効率的効果的な広域での防災対策を促進するものである。

2. 事業内容

①調査計画事業

- ・対象地域内における洪水調節機能等の賦与・増進が見込まれるため等の調査

- ・ため池を活用した農村地域の広域的な防災対策を内容とする広域防災ため池等整備計画の策定
- ・計画実施に際して必要な水利権調整
- ②整備事業
 - ・ため池整備事業
 - ・農地の従来の多面的機能としての洪水調節機能の適切な発揮に必要な工事
 - ・水利再編に伴う用排水施設整備工事
- ③防災体制強化対策事業
 - ・ため池に賦与・増進した洪水調節機能を十分に発揮するための管理規則の整備及びマニュアルの作成、ため池の管理者等に対する管理技術・管理手法の習得のための研修・訓練

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体
都道府県
- (2) 採択要件
大規模：全体受益面積100ha以上
小規模：全体受益面積10ha以上
- (3) 採択期間：平成20年度～平成22年度
- (4) 補助率
 - ①調査計画事業 50%
 - ②整備事業 大規模55%、小規模50%
 - ③防災体制強化対策事業 定額

4. 平成20年度概算要求額(平成19年度予算額)100,000(0)千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

会 と 催 し

10月1日 ～5日	平成19年度実践技術研修 (岡山市)	10月22日 ～26日	平成19年度実践技術研修(開水路・パイプライン) (岡山市)
2日	香川用水地区土地改良施設用地調整検討委員会 (高松市)	23日	第30回全国土地改良大会三重大会 (伊勢市)
3日 ～5日	平成19年度換地計画作成研修会 (高松市)		平成19年度第1回中国四国ブロック水土里情報センター連絡会 (岡山市)
3日	土地改良負担金償還対策事業担当者会 (東京都)		第3回飯山町土地改良区統合整備推進委員会 (丸亀市)
10日	小豆島町土地改良区統合整備推進協議会 (小豆島町)	25日	疎水百選香川用水水土里の路ウォーク打合せ (高松市)
11日	平成19年度農業農村整備技術強化対策事業施行技術研修会 (松山市)	26日	第7回観音寺市地域担い手育成総合支援協議会幹事会 (観音寺市)
	平成19年度農業土木技術研修(品質確保等) (岡山市)		平成19年度第1回香川県農業農村整備事業環境情報協議会 (高松市)
15日	21創造運動実践セミナー・実務コース (福岡市)	27日	農事組合法人沢福設立総会 (さぬき市)
17日	農地・水・環境保全向上対策研修会(中讃) (善通寺市)	30日	平成19年度GIS活用コーディネーター育成研修 (東京都)
	第3回香川県農業水利施設等管理検討ワーキンググループ (高松市)	31日	ため池フォーラムinにいがた (新潟市)
22日	常任会議員会議(香川県農業会議) (高松市)		小規模ため池保全管理検討委員会 (高松市)